



2026 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 ニチコン株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 森 克彦
(コード：6996 東証プライム)

問 合 せ 先 執行役員経理本部長 石見 真士
(TEL. 075-231-8461)

2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 2 日開催の取締役会において、2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、「エネルギー・環境・医療機器」、「自動車・車両関連機器」、「白物家電・産業用インバータ機器」及び「情報通信機器」を重点 4 市場と位置付け、事業拡大を推進しております。

コンデンサ事業におきましては、生成 AI サーバーやデータセンター向けの需要拡大を背景に、導電性高分子アルミ固体電解コンデンサ、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び大形アルミ電解コンデンサ（長 L 形）の受注が急拡大しております。また、自動車・車両関連機器向けにおきましても、xEV（BEV・HEV・PHEV）の普及やADAS（先進運転支援システム）の高度化・SDV（ソフトウェア・ディファインド・ビークル）化の進展に伴い、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサやxEV用フィルムコンデンサの需要が拡大しております。当社は、これらの情報通信市場及び車載・車両市場を重点成長市場と位置付け、受注拡大と事業の持続的成長の実現に向けて、技術開発体制の強化と生産能力の増強を進めております。

また、NECST事業（Nichicon Energy Control System Technology）におきましては、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、家庭用蓄電システム「トライブリッド蓄電システム®」やV2H（Vehicle to Home）システム、EV用急速充電器等の商品ラインアップの拡充を進めるとともに、医療用特殊電源や学術用加速器電源、フュージョン（核融合）エネルギー関連電源等の応用機器分野において生産キャパシティを増強し、需要拡大フェーズに対応してまいります。

このような状況のもと、成長分野における技術革新やシェア獲得競争がグローバルに激化する中で、成長市場向け製品の生産基盤を強化するための設備投資資金を確保することが、更なる収益力の強化と持続的な企業価値の向上に不可欠であると判断いたしました。当社は、これらの所要資金を低コストの負債性資金で確保することを目的とし、ゼロクーポンかつ額面金額を上回る払込金額での資金調達が可能なお本新株予約権

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

付社債の発行を決定いたしました。これにより、資金調達手段の多様化を図るとともに、急速に拡大する成長市場において投資機会を逸することのないよう、調達余力を確保するものであります。

あわせて、本新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行することに加え、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、調達資金の一部を用いて自己株式の取得を実施することといたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約 220 億円の使途は、以下を予定しております。

1. 以下の設備投資資金として、合計約170億円

・コンデンサ事業

- ① 成長が見込まれる情報通信機器分野及び自動車・車両関連機器分野における需要拡大に対応するため、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産に向けた国内外製造拠点における設備投資資金及びDX関連投資資金として、2029年3月末までに約50億円
- ② AIサーバー電源向けを中心とした情報通信機器分野における需要拡大に対応するため、大形アルミ電解コンデンサ（長L形）の増産に向けた国内外製造拠点における設備投資資金として、2028年3月末までに約70億円

・NECST事業

医療用特殊電源や学術用加速器電源等の応用機器ビジネスの需要拡大に対応するため、工場建屋や付帯設備に係る設備投資資金として、2028年3月末までに約50億円

2. 本新株予約権付社債の発行に伴う株式需給への影響を緩和しつつ、資本効率の向上と機動的な資本政策運営及び株主還元の実現を図るため、2026年9月3日実施予定の自己株式取得資金として、約50億円

自己株式取得に関しましては、本日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を50億円、2026年9月3日を取得日として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式取得を実施することを決議しております。当該自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部を、当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。

また、自己株式取得は市場環境等を勘案して行うため、取得価額の総額が予定の金額に達しない可能性があり、その場合に生じる上記2.を資金使途とする手取金の残額は2029年3月末までに返済期限の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

【本スキーム（新株予約権付社債発行及び自己株式取得）の狙い】

当社は、新株予約権付社債の発行と自己株式の取得を組み合わせたスキーム（以下「本スキーム」といいます。）により、本新株予約権付社債の発行を行う予定です。本スキームは、以下の特徴を有しております。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロクーポンかつ払込金額が社債額面以上で発行されるため、資金調達コストの最小化を図ることができること
- ② 本条件決定時の時価を上回る転換価額を設定することで、株式への転換は、主に将来の株価上昇等の局面で進捗するものと想定されることから、転換に伴う1株当たり当期利益の希薄化を抑制する効果が期待されること
- ③ 本新株予約権付社債は、130%転換制限条項（注1）及び取得条項（額面現金決済型）（注2）を付与しており、普通株式への転換可能性を極力抑制し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計となっていること

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

- ④ 本新株予約権付社債の発行手取金を原資とした自己株式の取得により、株主還元の強化に加え、自己資本利益率（ROE）、1株当たりの当期純利益（EPS）などの資本効率の上昇が見込まれること

なお、本日付であわせて発表しました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」及び「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を50億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、あわせて、取得する株式の総額を上記取得枠と同額とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を、2026年9月3日に行うことを決定いたしました。

注1【130%転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家による新株予約権の行使ができないこととする条項をいいます。本新株予約権付社債においては、原則として2031年6月18日（同日を含みます。）までの各暦年四半期（1暦年を3ヶ月に区切った各期間をいいます。以下本段落において同じです。）中においては、直前の暦年四半期（すなわち2026年9月30日に終了する暦年四半期から2031年3月31日に終了する暦年四半期までの各暦年四半期）の最終20連続取引日（株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含みません。）において、当社普通株式の終値が当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額（但し、2026年9月30日に終了する暦年四半期に関しては、当初転換価額）の130%を超えた場合に限って、投資家は翌暦年四半期において新株予約権を行使することができます。

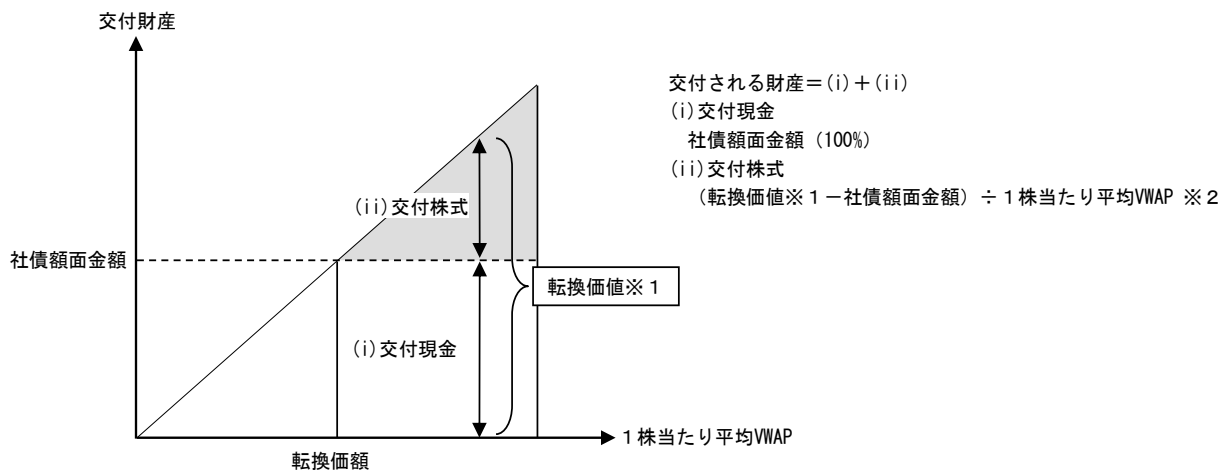
注2【取得条項（額面現金決済型）について】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当社が下記（i）及び（ii）の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利を当社が有する設計となっています。当社が今回採用した取得条項（額面現金決済型）では、当社は、2030年9月18日（同日を含みます。）から2031年6月18日（同日を含みます。）までの期間いつでも、自己の判断により、一定期間の事前通知を行った上で、本新株予約権付社債の対価として、（i）社債額面金額の100%に相当する金額及び（ii）転換価値（※1）から当該社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限ります。）を1株当たり平均VWAP（※2）で除して得られる数の当社普通株式（1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。）を交付財産として交付することにより、2031年8月4日（同日を含みます。）までの間に通知を行った本新株予約権付社債の保有者から、2031年8月18日現在残存する本新株予約権付社債を取得することができることとされています。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

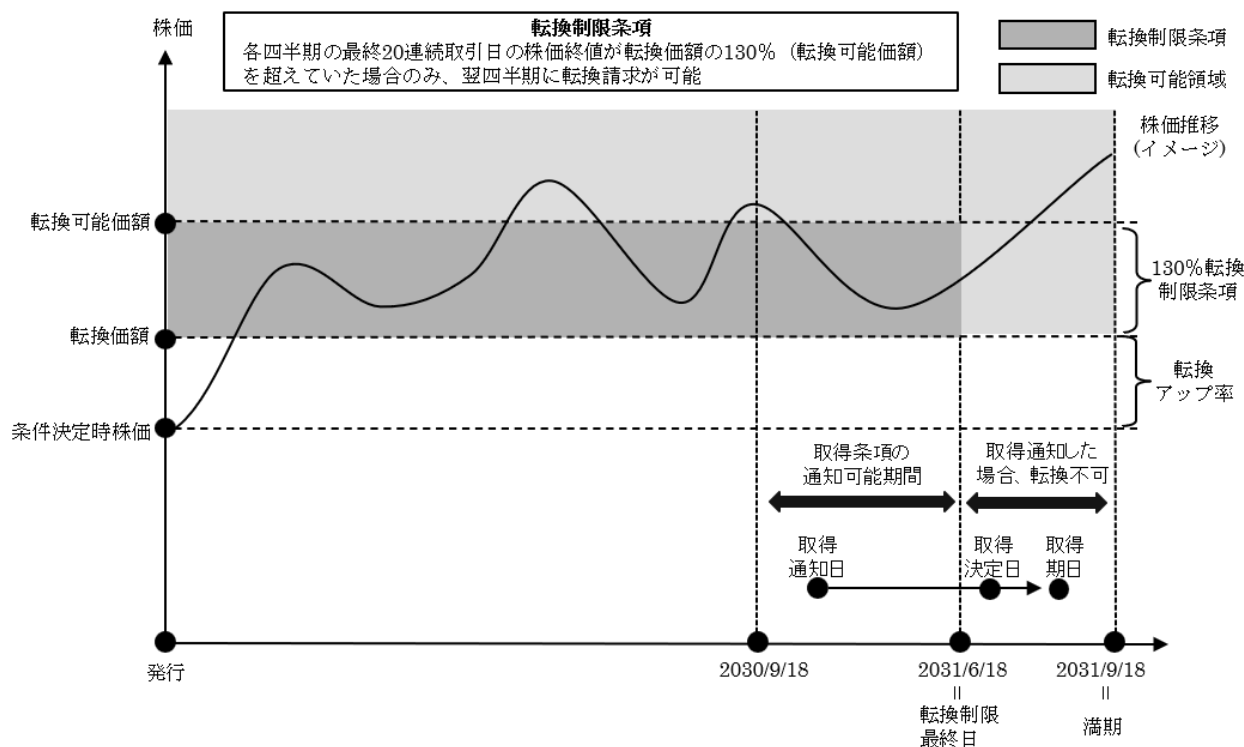
この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

下記は、取得条項（額面現金決済型）のイメージ図です。



- ・ 転換価値（※１）：（社債額面金額÷最終日転換価額）×１株当たりの平均 VWAP
- ・ 最終日転換価額：１株当たり平均 VWAP の計算期間の最終日の転換価額
- ・ １株当たり平均 VWAP（※２）：2031 年 6 月 19 日から 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

下図は、本新株予約権付社債について、130%転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）の両方を考慮した上で、転換可能な時期と株価の関係を示す概念図です。



ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

記

1. 社債の名称

ニチコン株式会社 2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.75%（各本社債の額面金額 1,000 万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026 年 9 月 18 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

（1）募集方法

Daiwa Capital Markets Europe Limited を単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。

（2）新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 103.25%

6. 新株予約権に関する事項

（1）新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

（イ）種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100 株）

（ロ）数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

（2）発行する新株予約権の総数

2,200 個

（3）新株予約権の割当日

2026 年 9 月 18 日

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（ロ）転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5. (1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

普通株式の終値（以下に定義する。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2026 年 10 月 2 日（同日を含む。）から 2031 年 9 月 4 日（同日を含む。）まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、(a) 下記 7. (4) 記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、下記 7. (4) (ロ) において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(b) 下記 7. (5) 記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記 7. (6) 記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(c) 下記 7. (7) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2031 年 9 月 4 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記 7. (5) 記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2031 年 6 月 19 日（同日を含む。）から選択償還期日（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（下記 7. (4) (ハ) に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者は、2031年6月18日(同日を含む。)までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期(すなわち2026年9月30日に終了する暦年四半期から2031年3月31日に終了する暦年四半期までの各暦年四半期)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額(但し、2026年9月30日に終了する暦年四半期に関しては、当初転換価額)の130%を超えた場合に限り、翌暦年四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記④の期間は適用されない。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

- ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付がBBB-以下である期間、(ii)R&Iにより当社の発行体格付が付与されなくなった期間、又は(iii)R&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
- ②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7.(4)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記7.(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- ④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000万円を当該日において適用のある転換価額

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch をいう。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記 7. (4) (ハ) (b) 記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記 (i) 又は (ii) に従う。なお、転換価額は上記 (4) (ハ) と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が、当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後以内の日）から、上記(6)に定める

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を下記 7. (5)と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

220 億円

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2031 年 9 月 18 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(4) 繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債（以下「残存本社債」という。）の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30 日以上 60 日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の280%とする（但し、償還日が2031年9月5日から同年9月17日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ニ) 上場廃止等による繰上償還

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 280%とする（但し、償還日が 2031 年 9 月 5 日から同年 9 月 17 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 280%とする（但し、償還日が 2031 年 9 月 5 日から同年 9 月 17 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。）で繰上償還するものとする。

(ヘ) 当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は取得通知（下記(5)に定義す

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

る。)を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除き、また、当社普通株式が下記(5)記載の取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ロ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない。

(5) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2030年9月18日(同日を含む。)から2031年6月18日(同日を含む。)までの期間いつでも、財務代理人及び本新株予約権付社債権者に対して、2031年8月4日(以下「取得決定日」という。)(同日を含む。)までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、2031年8月18日(以下「取得期日」という。)現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)することができる。

当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)が本社債の額面金額を超過した額を1株当たりの平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たりの平均VWAP」とは、2031年6月19日から5取引日目の日に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格(VWAP)の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に、上記6.(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たりの平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、取得期日の東京における2営業日後の日(以下「選択償還期日」という。)にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(9)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch（財務代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(A)外債（以下に定義する。）に関する支払、(B)外債に関する保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(14) 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 220 億円の使途は、以下を予定しております。

I. 以下の設備投資資金として、合計約170億円

・コンデンサ事業

- ① 成長が見込まれる情報通信機器分野及び自動車・車両関連機器分野における需要拡大に対応するため、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産に向けた国内外製造拠点における設備投資資金及び DX 関連投資資金として、2029 年 3 月末までに約 50 億円
- ② A I サーバー電源向けを中心とした情報通信機器分野における需要拡大に対応するため、大形アルミ電解コンデンサ（長 L 形）の増産に向けた国内外製造拠点における設備投資資金として、2028 年 3 月末までに約 70 億円

・NECST 事業

医療用特殊電源や学術用加速器電源等の応用機器ビジネスの需要拡大に対応するため、工場建屋や付帯設備に係る設備投資資金として、2028 年 3 月末までに約 50 億円

II. 本新株予約権付社債の発行に伴う株式需給への影響を緩和しつつ、資本効率の向上と機動的な資本政策運営及び株主還元の充実を図るため、2026 年 9 月 3 日実施予定の自己株式取得資金として、約 50 億円

自己株式取得に関しましては、本日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を 50 億円、2026 年 9 月 3 日を取得日として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式取得を実施することを決議しております。当該自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部を、当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。

また、自己株式取得は市場環境等を勘案して行うため、取得価額の総額が予定の金額に達しない可能性があり、その場合に生じる上記 II. を資金使途とする手取金の残額は 2029 年 3 月末までに返済期限の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、株主還元については、連結配当性向 30%を目途に持続的な利益成長に応じて配当を増加させる累進配当（1 株当たりの年間配当金の前期実績に応じて、配当の維持または増配を行うこと）を基本としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

(3) 内部留保資金の使途

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

内部留保資金は、既存コア事業の拡大のための設備投資や顧客ニーズに対応する新製品開発のための研究開発投資など、将来の企業価値を高めるための投資に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
1株当たり連結当期純利益	120.64円	86.04円	93.97円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	33.0円 (16.0円)	35.0円 (17.0円)	37.0円 (18.0円)
実績連結配当性向	27.4%	40.7%	39.4%
自己資本連結当期純利益率	7.9%	5.3%	5.5%
連結純資産配当率	2.2%	2.1%	2.2%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本（非支配株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
始 値	1,388円	1,292円	1,249円	1,795円
高 値	1,549円	1,387円	2,237円	4,965円
安 値	1,179円	877円	978円	1,758円
終 値	1,285円	1,224円	1,715円	2,729円
株価収益率(連結)	10.7倍	14.2倍	18.3倍	一倍

- (注) 1. 2027年3月期の株価については、2026年9月1日現在で表示しております。
2. 株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、2027年3月期については未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。

価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割による当社普通株式の発行等、所在不明株主に係る株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われず、同社債の登録も行われません。